## 3 調剤報酬点数表

項目	現 行	改 正 案
第1節 調剤技術料		
00 調剤基本料(処方箋の受付1回 につき)		
【項目の見直し】	1 調剤基本料 1 41点 2 調剤基本料 2 25点 3 調剤基本料 3 20点 4 調剤基本料 4 31点 5 調剤基本料 5 19点	→ 1 調剤基本料1 41点 2 調剤基本料2 25点 3 調剤基本料3 イ 同一グループの保険薬局(財務上又は営業 上若しくは事業上、緊密な関係にある範囲の 保険薬局をいう。以下この表において同じ。 )による処方箋受付回数4万回を超え40万回 以下の場合 20点 ロ 同一グループの保険薬局による処方箋受付 回数40万回を超える場合 15点
【注の見直し】	注2 注1の規定に基づき地方厚生局長等に届け出た保険薬局以外の保険薬局については、特別調剤基本料として15点を算定する。	注2 別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、注1本文の規定にかかわらず、特別調剤基本料として、処方箋の受付1回につき10点を算定する。
【注の見直し】	注3 別に厚生労働大臣が定める保険薬局におい ては、所定点数の100分の50に相当する点数	注3 別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、所定点数の100分の50に相当する点数

	により算定する。ただし、処方せんの受付回数が1月に600回以下の保険薬局を除く。	により算定する。
【注の削除】	注4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合には、基準調剤加算として所定点数に32点を加算する。なお、区分番号00の1に掲げる調剤基本料1を算定している保険薬局においてのみ加算できる。	→ (削除)
【注の追加】	(追加)	注4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適しているものとして地方厚生局長等に届けた保険薬局において調剤した場合には、地支援体制加算として、所定点数に35点を加する。
【注の見直し】	注 5 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第7条の2に規定する後発医薬品(以下「後発医薬品」という。)の調剤に関して別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合には、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する。イ後発医薬品調剤体制加算1 18点口後発医薬品調剤体制加算2 22点	注5 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則 和32年厚生省令第16号)第7条の2に規定 る後発医薬品(以下「後発医薬品」という )の調剤に関して別に厚生労働大臣が定め 施設基準に適合しているものとして地方厚 局長等に届け出た保険薬局において調剤し 場合には、当該基準に係る区分に従い、の 掲げる点数を所定点数に加算する。 イ 後発医薬品調剤体制加算1 15 ロ 後発医薬品調剤体制加算2 25

【注の追加】

(追加)

注6 後発医薬品の調剤に関して別に厚生労働大 臣が定める保険薬局において調剤した場合に は、所定点数から2点を減算する。ただし、 処方箋の受付回数が1月に600回以下の保険 薬局を除く。

【注の見直し】

注8 医師の分割指示に係る処方せん受付(注6 及び注7に該当する場合を除く。) において 、1回目の調剤については、当該指示に基づ き分割して調剤を行った場合に、2回目以降 の調剤については投薬中の患者の服薬状況等 を確認し、処方せんを交付した保険医(以下 この表において「処方医」という。) に対し て情報提供を行った場合に算定する。この場 合において、区分番号00に掲げる調剤基本 料及びその加算、区分番号01に掲げる調剤 料及びその加算並びに第2節に掲げる薬学管 理料は、分割回数が2回の場合は、それぞれ の所定点数の2分の1に相当する点数を、分 割回数が3回以上の場合は、それぞれの所定 点数の3分の1に相当する点数を1分割調剤 につき算定する。

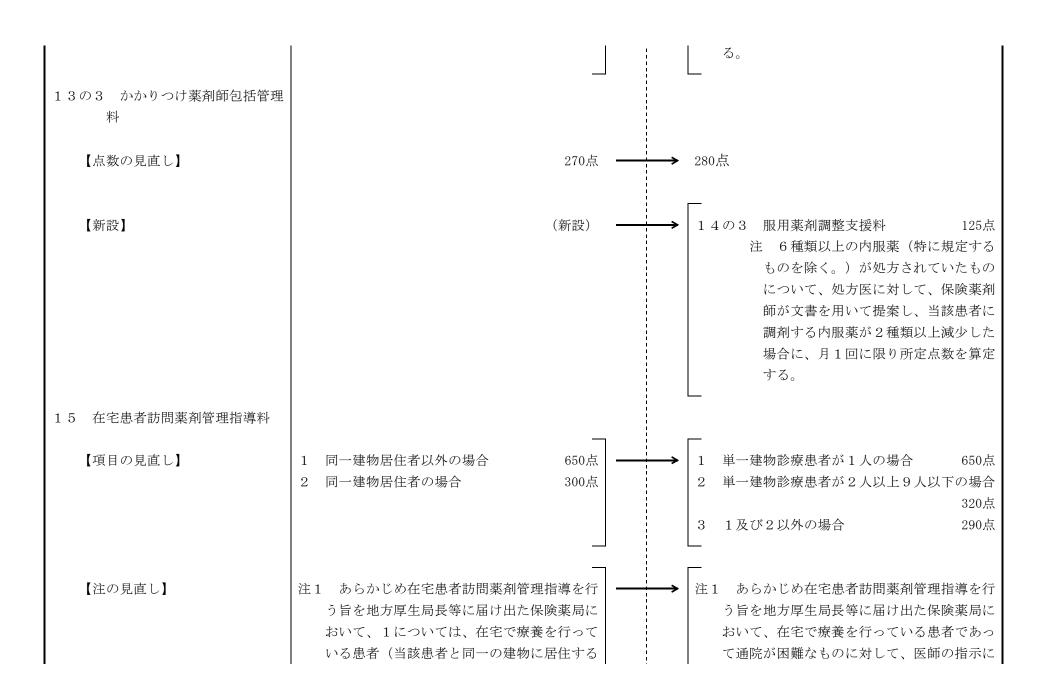
注9 医師の分割指示に係る処方箋受付(注7及び注8に該当する場合を除く。)において、1回目の調剤については、当該指示に基づき分割して調剤を行った場合に、2回目以降の調剤については投薬中の患者の服薬状況等を確認し、処方箋を交付した保険医(以下この表において「処方医」という。)に対して情報提供を行った場合に算定する。この場合において、区分番号00に掲げる調剤基本料及びその加算、区分番号01に掲げる調剤料及びその加算並びに第2節に掲げる薬学管理料は、それぞれの所定点数を分割回数で除した点数を1分割調剤につき算定する。

- 0 1 調剤料
- 1 内服薬 (浸煎薬及び湯薬を除く。

(1剤につき)) 【点数の見直し】	イ 14日分以下の場合 (1) 7日目以下の部分(1日分につき) 5点 (2) 7日目以下の部分(1日分につき) 5点 ロ 15日分以上21日分以下の場合 70点 ハ 22日分以上30日分以下の場合 80点 ニ 31日分以上の場合 87点	5点 5点 5点 67点 78点 86点
【注の見直し】	注2 5の注射薬について、別に厚生労働大臣が 定める施設基準に適合しているものとして地 方厚生局長等に届け出た保険薬局において、 中心静脈栄養法用輸液、抗悪性腫瘍剤又は麻 薬につき無菌製剤処理を行った場合は、1日 につきそれぞれ65点、75点又は65点(6歳未 満の乳幼児の場合においては、1日につきそ れぞれ130点、140点又は130点)を加算す る。	注2 5の注射薬について、別に厚生労働大臣が 定める施設基準に適合しているものとして地 方厚生局長等に届け出た保険薬局において、 中心静脈栄養法用輸液、抗悪性腫瘍剤又は麻 薬につき無菌製剤処理を行った場合は、無菌 製剤処理加算として、1日につきそれぞれ67 点、77点又は67点(6歳未満の乳幼児の場合 にあっては、1日につきそれぞれ135点、145 点又は135点)を所定点数に加算する。
第2節 薬学管理料		
10 薬剤服用歴管理指導料		
【項目の見直し】	1 原則 6 月以内に処方せんを持参した患者に対して行った場合 38点 2 1 の患者以外の患者に対して行った場合 50点 3 特別養護老人ホーム入所者に対して行った場合 38点	1 原則6月以内に再度処方箋を持参した患者に 対して行った場合 41点 2 1の患者以外の患者に対して行った場合 53点 3 特別養護老人ホームに入所している患者に訪 問して行った場合 41点

		<u> </u>
【注の見直し】	注1 1及び2については、患者に対して、次に 掲げる指導等の全てを行った場合に、処方せ ん受付1回につき所定点数を算定する。ただ し、手帳を持参していない患者又は区分番号 00の1に掲げる調剤基本料1若しくは区分 番号00の4に掲げる調剤基本料4以外の調 剤基本料を算定する保険薬局に処方せんを持 参した患者に対して、次に掲げる指導等の全 てを行った場合は、50点を算定する。 イ〜ホ (略)	注1 1及び2については、患者に対して、次に 掲げる指導等の全てを行った場合に、処方箋 受付1回につき所定点数を算定する。ただし 、手帳を持参していない患者又は区分番号0 0の1に掲げる調剤基本料1以外の調剤基本 料を算定する保険薬局に処方箋を持参した患 者に対して、次に掲げる指導等の全てを行っ た場合は、本文の規定にかかわらず、処方箋 受付1回につき、53点を算定する。 イ~ホ (略)
【注の見直し】	注4 薬剤服用歴に基づき、重複投薬、相互作用 の防止等の目的で、処方医に対して照会を行 い、処方に変更が行われた場合は、30点を所 定点数に加算する。	注4 薬剤服用歴に基づき、重複投薬、相互作用の防止等の目的で、処方医に対して照会を行い、処方に変更が行われた場合は、重複投薬・相互作用等防止加算として、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。 イ 残薬調整に係るもの以外の場合 40点ロ 残薬調整に係るものの場合 30点
【注の見直し】	注6 6歳未満の乳幼児に係る調剤に際して必要な情報等を直接患者又はその家族等に確認した上で、患者又はその家族等に対し、服用に関して必要な指導を行い、かつ、当該指導の内容等を手帳に記載した場合には、10点を所定点数に加算する。	注6 6歳未満の乳幼児に係る調剤に際して必要な情報等を直接患者又はその家族等に確認した上で、患者又はその家族等に対し、服用に関して必要な指導を行い、かつ、当該指導の内容等を手帳に記載した場合には、乳幼児服薬指導加算として、12点を所定点数に加算する。

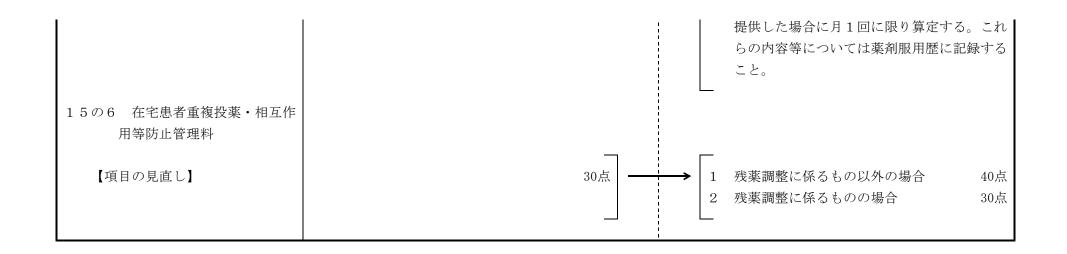
1		-
【注の追加】	(追加)	⇒ 注9 別に厚生労働大臣が定める保険薬局において、注1又は注2に掲げる指導等の全てを行った場合には、注1及び注2の規定にかかわらず、薬剤服用歴管理指導料の特例として、処方箋受付1回につき、13点を算定する。この場合において、注3から注6までに規定する加算は算定できない。
13の2 かかりつけ薬剤師指導料		
【点数の見直し】	70点 —	→ 73点
【注の見直し】	注3 薬剤服用歴に基づき、重複投薬、相互作用の防止等の目的で、処方医に対して照会を行い、処方に変更が行われた場合は、30点を所定点数に加算する。	注3 薬剤服用歴に基づき、重複投薬、相互作用の防止等の目的で、処方医に対して照会を行い、処方に変更が行われた場合は、重複投薬・相互作用等防止加算として、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。 イ 残薬調整に係るもの以外の場合 40点ロ 残薬調整に係るものの場合 30点
【注の見直し】	注5 6歳未満の乳幼児に係る調剤に際して必要な情報等を直接患者又はその家族等に確認した上で、患者又はその家族等に対し、服用に関して必要な指導を行い、かつ、当該指導の内容等を手帳に記載した場合には、10点を所定点数に加算する。	注5 6歳未満の乳幼児に係る調剤に際して必要な情報等を直接患者又はその家族等に確認した上で、患者又はその家族等に対し、服用に関して必要な指導を行い、かつ、当該指導の内容等を手帳に記載した場合には、乳幼児服薬指導加算として、12点を所定点数に加算す



他の患者に対して当該保険薬局が同一日に訪 基づき、保険薬剤師が薬学的管理指導計画を 間薬剤管理指導を行う場合の当該患者(以下 策定し、患家を訪問して、薬学的管理及び指 「同一建物居住者」という。)を除く。)で 導を行った場合に、単一建物診療患者(当該 あって通院が困難なものに対して、2につい 患者が居住する建物に居住する者のうち、当 ては、在宅で療養を行っている患者(同一建 該保険薬局が訪問薬剤管理指導を実施してい 物居住者に限る。) であって通院が困難なも るものをいう。)の人数に従い、患者1人に のに対して、医師の指示に基づき、保険薬剤 つき月4回(末期の悪性腫瘍の患者及び中心 師が薬学的管理指導計画を策定し、患家を訪 静脈栄養法の対象患者にあっては、週2回か つ月8回)に限り算定する。この場合におい 問して、薬学的管理及び指導を行った場合に 、1と2を合わせて患者1人につき月4回 て、1から3までを合わせて保険薬剤師1人 (末期の悪性腫瘍の患者及び中心静脈栄養法 につき週40回に限り算定できる。 の対象患者については、週2回かつ月8回) に限り算定する。この場合において、1と2 を合わせて保険薬剤師1人につき週40回に限 り算定できる。 【注の追加】 (追加) 注3 在宅で療養を行っている6歳未満の乳幼児 であって、通院が困難なものに対して、患家 を訪問して、直接患者又はその家族等に対し て薬学的管理及び指導を行った場合は、乳幼 児加算として、1回につき100点を所定点数 に加算する。 15の2 在宅患者緊急訪問薬剤管理 指導料 【注の追加】 (追加) 注3 在宅で療養を行っている6歳未満の乳幼児 であって、通院が困難なものに対して、患家 を訪問して、直接患者又はその家族等に対し

て薬学的管理及び指導を行った場合は、乳幼 児加算として、1回につき100点を所定点数 に加算する。 15の3 在宅患者緊急時等共同指導 【注の見直し】 注1 訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局 注1 訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局 の保険薬剤師が、在宅での療養を行っている の保険薬剤師が、在宅での療養を行っている 患者であって通院が困難なものの状態の急変 患者であって通院が困難なものの状態の急変 等に伴い、当該患者の在宅療養を担う保険医 等に伴い、当該患者の在宅療養を担う保険医 療機関の保険医の求めにより、当該保険医療 療機関の保険医の求めにより、当該保険医療 機関の保険医等、歯科訪問診療を実施してい 機関の保険医等、歯科訪問診療を実施してい る保険医療機関の保険医である歯科医師等、 る保険医療機関の保険医である歯科医師等、 訪問看護ステーションの看護師等又は居宅介 訪問看護ステーションの保健師、助産師、看 護支援事業者の介護支援専門員と共同で患家 護師、理学療法士、作業療法士若しくは言語 に卦き、カンファレンスに参加し、それらの 聴覚士、介護支援専門員又は相談支援専門員 者と共同で療養上必要な指導を行った場合に と共同でカンファレンスに参加し、それらの 、月2回に限り算定する。 者と共同で療養上必要な指導を行った場合に 、月2回に限り算定する。 【注の追加】 (追加) 注3 在宅で療養を行っている6歳未満の乳幼児 であって、通院が困難なものに対して、患家 を訪問して、直接患者又はその家族等に対し て薬学的管理及び指導を行った場合は、乳幼 児加算として、1回につき100点を所定点数 に加算する。

## 15の5 服薬情報等提供料 【項目の見直し】 20点 1 服薬情報等提供料1 30点 20点 2 服薬情報等提供料 2 【注の見直し】 注1 1については、保険医療機関の求めがあっ 注1 患者、その家族等若しくは保険医療機関の 求めがあった場合又は薬剤師がその必要性を た場合において、患者の同意を得た上で、薬 認めた場合において、患者の同意を得た上で 剤の使用が適切に行われるよう、調剤後も当 、薬剤の使用が適切に行われるよう、調剤後 該患者の服用薬の情報等について把握し、保 も患者の服用薬の情報等について把握し、患 険医療機関に必要な情報を文書により提供等 した場合に月に1回に限り算定する。これら 者、その家族等又は保険医療機関へ必要な情 報提供、指導等を行った場合に、所定点数を の内容等については薬剤服用歴に記録するこ 算定する。なお、保険医療機関への情報提供 と。 については、服薬状況等を示す情報を文書に より提供した場合に月1回に限り算定する。 これらの内容等については薬剤服用歴に記録 すること。 【注の追加】 注2 2については、患者若しくはその家族等の (追加) 求めがあった場合又は保険薬剤師がその必要 性を認めた場合において、当該患者の同意を 得た上で、薬剤の使用が適切に行われるよう 、調剤後も患者の服用薬の情報等について把 握し、患者、その家族等又は保険医療機関へ 必要な情報提供、指導等を行った場合に算定 する。なお、保険医療機関への情報提供につ いては、服薬状況等を示す情報を文書により



項目	改正案
第5節 経過措置	
	2 区分番号00の注6に係る規定は、平成30年9月30日までの間は、適用しない。
	3 区分番号10の注9に係る規定は、平成31年3月31日までの間は、適用しない。